

市有地売却申込から所有権移転までの流れ

①売却申込

受付期間 令和9年3月31日（水曜日）まで

平日8時30分から17時15分（土曜日、日曜日及び祝日は除きます）

●提出書類 ※証明書類は発行日から3か月以内のもの

【個人の場合】

市有財産譲渡申込書、印鑑登録証明書、本籍地の市町村長が発行する身分証明書、納税証明書

【法人の場合】

市有財産譲渡申込書、法人登記簿謄本、印鑑登録証明書、納税証明書

②普通財産売払い決定通知

月 日（ ）

審査後、「普通財産売払い決定通知書」をお渡しします。

③契約保証金の納付

※契約締結時まで

契約締結時までに、契約額の10/100以上の契約保証金を、市の発行する納入通知書により納付していただきます。

④契約締結

月 日（ ）

※決定通知の日から5日以内

●契約締結時に持参するもの

・印鑑（実印）

・契約保証金 領収書

・収入印紙（契約書分）： 円
（登録免許税分）： 円

・登記原因証明情報の作成（押印）

⑤売買代金の納付

（所有権移転）

期限： 月 日（ ）

※契約締結の日から20日以内

契約締結の日から30日以内に、契約額の残額分（＝契約額－契約保証金）を、市の発行する納入通知書により納付していただきます。

⑥物件の引渡し

土地の引渡しは、売買代金の全額が支払われた日とします。

●提出書類 土地受領書

⑦所有権移転登記申請

売買代金納入確認後、市が所有権の移転登記を行います。（約1～2週間程度）

所有権移転登記にかかる費用は契約者の負担とします。

⑧登記完了証の引渡し

所有権移転登記完了後、所有権移転登記の「登記識別情報通知書」をお渡しします。

●提出書類 登記識別情報通知書、受領書